

官報号外

平成二十一年六月二十六日

○第一百七十一回 参議院会議録第三十三号

平成二十一年六月二十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成二十一年六月二十六日

午前十時開議

第一 児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(島田智哉子君外八名発議)

第二 生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外八名発議)

第三 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外五名発議)

第七 税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外五名発議)

第八 日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

○本日の会議に付した案件

一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を始めます。

この際、日程に追加して、

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討

及び検証等に関する法律案について、発議者から順次趣旨説明を求めることがございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。衆議院議員富岡勉君。

〔衆議院議員富岡勉君登壇、拍手〕
たゞいま議題となりました臓器の移植に関する

法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行の臓器の移植に関する法律は、平成九年十

月に施行され、十一年余りがたち、これまでの間

に脳死下における臓器移植は八十一件が実施され、多くの命が救われるという実績を上げること

はできましたが、年間症例数においては欧米諸国

の数十分の一にも満たない状態が続いておりま

す。例えば、日本とアメリカにおける心臓移植の

実施件数では、平成二十年の一年間で、日本が十

一例であるのに対し、アメリカでは一千百六十三

例と、約二百倍もの開きが生じております。

一方、移植医療をめぐっては、病気腎移植の問

題や臓器売買事件が明るみになりましたが、これ

らの問題の背景には、臓器移植を希望する患者の

数に対して移植術に使用される臓器の圧倒的な不

足がございます。そのため、健康な身体にメスを

入れ、家族から臓器を取り出すという生体間の臓

器移植が年々増加し、死体からの臓器移植の件数

を大幅に上回る結果になつております。健康な身

体にメスを入れるような移植医療は、本来避ける

べき医療であります。

また、国内での臓器移植が期待できないとしま

して、海外で臓器移植を受ける方も増えておりま

す。移植術に使用する臓器の不足は諸外国におい

ても同様であり、一部の国では外国人への臓器提

供に門戸を閉ざす措置を講ずるようになりまし

た。昨年五月に開かれた国際移植学会では、イスター

ンブル宣言として、臓器売買、渡航移植の原則

移植は自国内で行うべきとし、移植ツーリズムを防

止すべく、自国内での臓器提供を推進するよう各

国に要請しています。また、世界保健機関におい

ても同様の方向で検討されています。国際世論の

一部からは、日本は現在、大人・子供を問わず臓

器移植が受けられない状態であり、その結果、他

国に渡航し、他人の臓器を移植しており、たと

えその国のルールに従つた渡航移植であつても移植ツーリズムとみなさざるを得ないとも言われて

おります。

現行法では、本人の書面による意思表示が臓器移植に必要であるため、十二年にわたり意思表示カードの普及に努めてまいりましたが、内閣府の世論調査で示されるとおり、提供意思を記入したカードを常時所持していると答えた人は数%にとどまつており、臓器提供をしたい意思が反映されていないのが現状であります。

他方、一日千秋の思いで臓器の提供を待たれている多くの患者さんがおられます。これらの患者は、臓器を移植する機会があれば普通の生活に戻れるほどの回復が可能であります。にもかかわらず、我が国の臓器移植に係る要件によつて、諸外国ののような臓器の提供を受ける機会が奪われ、命を落とされる患者が多く存在しているのは、真に国会における不作為の結果と言つても過言ではありません。

現行法を改正するに当たり、国民に対し平等に、臓器を提供する権利、提供しない権利、移植を受ける権利と受けない権利をそれぞれひとしく保障することが必要であります。

それでは、脳死は人の死でありますか。日本以外の先進国では、脳死は人の死とされており

ます。臨時脳死及び臓器移植調査会、脳死臨調は、平成四年に脳死を人の死とすることについてはおおむね社会的に受容されると答申しています。また、最近の世論調査では、脳死を人の死と回答する割合が約六割に達しております。しかし、日本では脳死は人の死であることに対していまだ様々な考え方があり、脳死を受け入れられない方々が脳死判定を拒否できるように、本案では脳死判定をするかどうかを家族の判断にゆだねることとしています。

一般的に、脳死判定には、頭部外傷などの重症脳障害の患者の予後不良を診断するための脳波計などを用いて行う臨床的脳死判定と、臓器移植を行いう際のみに行われる法的脳死判定がありますが、これらをきつちりと区別する必要があります。臓器提供に係る法的脳死判定では、脳幹反射の消失や無呼吸テストなどの法的脳死判定基準に従い、主治医とは異なる二名の専門医が一度判定を行い、六時間後に二度目の法的脳死判定を下した場合のみを脳死を人の死としています。すなわち、脳死が人の死であるのは、本案の場合も現行法と同じく、臓器移植に関する場合だけに適用されるものであり、一般の医療現場で一律に脳死を人の死にするものではありません。

今回、本案においては、臓器移植法における本人の生前の意思を尊重する理念を生かしつつ、臓器の提供が認められる要件について、新たに、本人の意思が不明の場合は、年齢を問わず家族が書面により臓器の提供を承諾した場合を加え、諸外国と同様に臓器移植が認められる要件をそろえようとするものであります。

本案の概要について御説明申し上げますと、第

一に、臓器を提供できる要件について、本人が生前に書面によつて臓器の提供意思を表示している場合に加え、本人が臓器の提供を拒否する意思を表示している以外の場合で、遺族が書面により承諾している場合としております。これにより、成人の移植機会が増加するとともに、小児にも臓器移植を受ける機会が生まれるものと考えられます。同時に、家族が法的脳死判定後にも臓器提供をしたくないときは、その権利は保障され、そのような場合には臓器提供されることなく、その後の医療保険の適用も保障されておりま

す。

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができるとしております。

第三に、虐待を受けた児童から臓器が提供されることがないよう適切な方策を検討し、必要な措置を講ずることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から一年を経過した日から施行することとしております。

最後に、本案に対してちよだいたしました様々な御意見について御説明させていただきま

す。

小児の脳死判定は決して難しくありません。ただし、小児の脳の特殊性を考慮して、二回目に行

う脳死判定について、成人の四倍である二十四時間以上の間隔を空けて行うこと等、成人の脳死判定基準より更に厳しい基準を適用することを検討いたします。

また、小児の長期脳死があるのでないかとの御意見があります。

報道で紹介されている長期脳死のお子様は、脳死判定の専門家による無呼吸テストを含む法的な脳死判定が行われていません。したがって、法的な脳死判定が行われていないこのようなお子様から臓器を摘出することは絶対にありません。

う脳死判定について、成人の四倍である二十四時間以上の間隔を空けて行うこと等、成人の脳死判定基準より更に厳しい基準を適用することを検討いたします。

四年に議員立法として衆議院に提出され、最終的に一九九七年に参議院修正を経て成立了しました。法律の施行後十二年がたとうとする中、衆議院においてこれまでに四つの改正案が提出され、六月十八日の衆議院本会議でいわゆるA案が可決されたところであります。

しかしながら、臓器の移植及びこれに使用され

るための臓器の摘出は人間の尊厳の保持及び人権の保障に重大な影響を与える可能性があり、特に小児の脳死判定、臓器の摘出及び臓器移植につい

ては、その脳死判定基準等について専門家の間で

も意見が大きく異なっております。また、被虐待児からの臓器摘出までの短い時間で正確な判断が

できるかどうか不安の声が寄せられております。

さらに、臓器提供は提供する側の小児にとって有

益な医療行為ではないことから、臓器摘出に関し

親による意思表示の代理、あるいは親の関与がど

こまで認められるものかという問題もあります。

こうした問題認識を背景として、拙速な小児の

臓器移植の拡大については、医師や専門家のみならず、国民の間からも懸念の声が聞こえておりま

す。このような状況の中で、小児の特異性を踏まえた脳死判定及び臓器移植に関する課題について

対応策を確立しないままに小児の臓器移植が開始されるとなると、大きな社会問題が生ずるおそれ

があります。

また、生体移植等の在り方について、いわゆる

A案においては触れられておりませんが、非常に

重要な点であることは間違ひありません。特に我

が国においては、諸外国に比べ生体移植に対する

依存度は高くなづているにもかかわらず、これま

官報(号外)

○議長(江田五月君) 川田龍平君。

〔川田龍平君登壇、拍手〕

○川田龍平君 ただいま議題となりました子ども

に係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他

適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に

関する法律案につきまして、発議者を代表して、

その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の臓器の移植に関する法律は、一九九〇年

から議論されたいわゆる脳死臨調を経て、一九九

官 報 (号 外)

が六千八百四十七億円、経常事業支出が六千四百十六億円であり、差引き経常事業収支差金は四百三十一億円となつております。これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は三百七十五億円であります。このうち、八億円は資本支出に充当し、三百六十七億円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越しております。

なお、本件には、「記述すべき意見はない」旨の会計検査院の検査結果が付されております。

委員会におきましては、放送の不偏不党と番組編成における公平公正の確保、取材・編集に当たつての放送倫理の徹底、放送番組の政治からの

自主自律の確保とBPOの放送倫理検証委員会の意見書に対するNHKの対応、NHKオンデマンドの推進と著作権処理、難視聴解消のための衛星放送の在り方、生活保護世帯等に係るデジタル放送移行後のテレビ視聴の確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもつて是認すべきものと決定いたしました。

もつて是認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

投票終了

官 報 (号 外)

官 報 (号外)

環境委員		要領書
辞任	補欠	
山下八洲夫君	相原久美子君	
決算委員		
辞任	補欠	
田名部匡省君	金子 恵美君	
松山 政司君	伊達 忠一君	
行政監視委員		
辞任	補欠	
金子 恵美君	田名部匡省君	
姫井由美子君	白 眞勲君	
鈴木 政二君	小泉 昭男君	
議院運営委員		
辞任	補欠	
風間 直樹君	川崎 稔君	
白 眞勲君	姫井由美子君	
伊達 忠一君	松山 政司君	
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
国際・地球温暖化問題に関する調査会委員		
辞任	補欠	
大島九州男君	木俣 佳丈君	
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		
財政金融委員会		
理事 小泉 昭男君 (小泉昭男君の補欠)		
厚生労働委員会		
理事 川合 孝典君 (蓮舫君の補欠)		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。		
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(閣法第五三号)		
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(閣法第五七号)		表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)		同日議員から次の質問主意書が提出された。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第五号)		一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に関する質問主意書(長浜博行君提出)(第二一七号)
介護老人保健施設に関する質問主意書(姫井由美子君提出)(第二一八号)		介護老人保健施設に関する質問主意書(姫井由美子君提出)(第二一八号)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二二号)		同日衆議院議長から、本院の返付した次の件は国会の承諾はなかつた旨の通知書を受領した。
児童扶養手当法の一部を改正する法律案(参第二四号)審査報告書		平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その1)
港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)審査報告書		平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その1)
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書		平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その2)
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書		平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その2)
法人税法の一部を改正する法律案(参第一七号)		右の議案を審議する。
審査報告書		平成二十一年六月五日
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第一八号)審査報告書		児童扶養手当法の一部を改正する法律案
生活保護法の一部を改正する法律案(参第二五号)審査報告書		発議者
平成二十一年六月二十五日		島田智哉子
参議院議長 江田 五月殿		前川 清成
津田弥太郎		大河原雅子
喜納 昌吉		福山 哲郎
芝 博一		近藤 正道
徳永 久志		賛成者
理事 小泉 昭男君 (小泉昭男君の補欠)		相原久美子
理事 川合 孝典君 (蓮舫君の補欠)		犬塚 直史
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。		大久保 勉
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(閣法第五三号)		喜納 昌吉
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		徳永 久志
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		津田弥太郎
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		喜納 昌吉
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		徳永 久志
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		津田弥太郎
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		喜納 昌吉
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		徳永 久志
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		津田弥太郎
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		喜納 昌吉
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		徳永 久志
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		津田弥太郎
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		喜納 昌吉
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立 源幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		青木 愛
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		行田 邦子
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		主濱 了
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		加藤 敏幸
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表		尾立

官報(号外)

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

舛添厚生労働大臣から、政府としては反対で

ある旨の意見が述べられた。

生活保護法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

平成二十一年六月十六日

発議者

中村 哲治	川合 孝典
直嶋 正行	福山 哲郎
島田 智哉子	大河原 雅子
自見 庄三郎	近藤 正道
小池 晃	

賛成者

相原 久美子	植松 恵美子
梅村 聰	大久保 潔重
大島 九州男	加賀谷 健
風間 直樹	金子 恵美
川崎 稔	行田 邦子
武内 則男	谷岡 郁子
徳永 久志	轟木 利治
中谷 智司	長谷川 憲正
姫井 由美子	平山 幸司
藤谷 光信	藤原 良信
舟山 康江	牧山 ひろえ
松浦 大悟	水戸 将史
横峯 良郎	吉川 沙織
米長 晴信	紙 智子

この法律は、公布の日から施行する。
この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年
度約九十億円の見込みである。

(号外)

生活保護法の一部を改正する法律

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の

一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(母子世帯等の養育者についての加算に関する

措置)

厚生労働大臣は、父母の一方若しくは両方が

欠けているか又はこれに準ずる状態にあるた

め、父母の他方又は父母以外の者が児童(十八

歳に達する日以後の最初の三月三十日までの

間にある者又は二十歳未満であつて厚生労働大

臣の定める障害の状態にある者をいう。以下同

じ。)を養育しなければならない場合(当該養育

に当たる者が父又は母である場合であつて、そ

の者が児童の養育に当たることができる者と婚

姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある場合を含む。)にあり、か

つ、同一世帯に属するときを除く。)における当

該養育に当たる者(以下「母子世帯等の養育者」

という。)について、平成二十一年十月以降当分

の間、第八条第一項の規定により厚生労働大臣

の定める保護の基準において、平成十六年度以

前における基準生活費に係る母子世帯等の養育

者についての加算に係る制度の例による加算が

行われることとなるよう、必要な措置を講ずる

ものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年

度約九十億円の見込みである。

審査報告書

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する

法律案

港則法及び海上交通安全法の一部を改正す

る法律

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十五日

参議院議長 江田 五月殿

国土交通委員長 田村耕太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における海難の発生状況、

海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交

通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応

じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援

助するための措置に係る規定の整備等所要の措

置を講じようとするものであり、妥当な措置と

認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十八日

参議院議長 河野 洋平

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する

法律案

港則法及び海上交通安全法の一部を改正す

る法律

第一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 入出港及び停泊(第四条—第十一条)

第三章 航路及び航法(第十二条—第二十条)

第四章 危険物(第二十一条—第二十三条)

第五章 水路の保全(第二十四条—第二十六

第六章 灯火等(第二十七条—第三十条の二)

第七章 雜則(第三十一条—第三十七条の六)

第八章 罰則(第三十八条—第四十三条)

附則

第十二条中「国土交通省令の」を「国土交通省
令で」に、「以下第三十七条まで」を「次条から第
三十七条まで及び第三十七条の三」に改め、同
条ただし書中「但し」を「ただし」と改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 港長は、地形、潮流その他の自
然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航
路を航行する船舶の航行に危険を生ずるお
それのあるものとして航路ごとに国土交通省令
で定める場合において、航路を航行し、又は
航行しようとする船舶の危険を防止するため
必要があると認めるときは、当該船舶に對
し、国土交通省令で定めるところにより、當

ン数及び長さ、当該航路の航行予定期刻、当該船舶との連絡手段」に改め、同条第三号中「距離が」の下に「航路」とに「を加え、同号を同条第二号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の「号を加える。

二 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの

第二十四条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「第七条から第十一条まで」を「第六条の二から第十条まで、第十二条に、「できる」を「でき、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる」に改め、同条第二項中「及び」の下に「第二十条第四項又は」を加え、同条第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「第八条から第十一条まで」を「第六条の二、第八条から第十条まで、第十二条に、「できる」を「でき、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる」に改め。

第二章第四節の節名中「狭い水道」を「航路以外の海域」に改める。
第二十五条の見出しを削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「船舶」の下に「又は前項に規定する海域を航行する船舶」を加え、「同項」を「それぞれ、第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「号を加える。
2 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の

状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域（航路を除く。）について、告示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

第二十六条の見出しを削り、同条第一項に次の「ただし書を加える。

ただし、当該海域を航行することができる

船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めないとまがないときは、他の適当な方法によることができ

る。

第二十六条第二項中「告示」の下に「(同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法)」を加え

る。

第二章第六節の次に次の一節を加える。
第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)
第二十九条の二 海上保安庁長官は、特定船舶

(第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するために当該特定船舶において

て聴取することが必要と認められる情報をとし

て国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十九条の三 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行する

おそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の

特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三十七条の二中「第十四条第三項(第十八条

第四項において準用する場合を含む。)」を「第十

条の二又は第二十条第三項」に改める。

第四十条中「三万円」を「三十万円」に改め、同

条第二号中「第十四条第三項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)」を「第十条の二

に改め、同条第五号中「附し、」を「付し、」に、「附した」を「付した」に改める。

第四十一条中「五万円」を「五十万円」に改め。

第三十二条中「三万円」を「三十万円」に改め。

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改め。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十条第二項第二号中「附された」を「付された」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「附した」を「付した」に、「付する」

を「付する」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」

に改める。

第三十一条第六項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第三十四条中「第五条」の下に「第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二十九条の二第一項」を加える。

第三十五条中「第五条」の下に「第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十六条中「第三十条第三項」に改める。

第三十七条の二中「第十四条第三項(第十八条

第四項において準用する場合を含む。)」を「第十

条の二又は第二十条第三項」に改める。

第三十八条中「三万円」を「三十万円」に改め、同

条第二号中「第十四条第三項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)」を「第十条の二

に改め、同条第五号中「附し、」を「付し、」に、「附した」を「付した」に改める。

第三十九条中「五万円」を「五十万円」に改め。

第四十条中「三万円」を「三十万円」に改め。

第三十二条中「三万円」を「三十万円」に改め。

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改め。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十条第二項第二号中「附された」を「付された」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「附した」を「付した」に、「付する」

を「付する」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」

を「付近」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」

を「付近」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」

官報 (号外)

二 次条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二十号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「同条第二項」を「同法第三十七条の二第二項」に改める。
第三十六条の二第四項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

審査報告書

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十五日

財政金融委員長 円 より子

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成二十四年三月三十日まで

の間の政府による出資及び同日までの間の危機対応業務に係る政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分す

る時期の変更等を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に伴い、平成二十一年度特別会計補正予算(特第一号)において、財政投融資特別会計に株式会社日本政策投資銀行に対する出資金として、三千五百億円が計上されている。ま

た、平成二十一年度一般会計補正予算(第一号)において、株式会社日本政策投資銀行の資本の確保に用いるために発行することができる国債の金額の限度として、一兆三千五百億円が計上されている。

一 費用

本法律施行に伴い、平成二十四年三月三十日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（政府の出資）

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確

保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担

う政策金融の今後の在り方については、その機

能と役割的重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本

政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な

資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策

金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（政府の出資）

第一条の二 政府は、平成二十四年三月三十日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（国債の交付）

第一条の三 政府は、平成二十四年三月三十日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定す

る危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債

を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会

社に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の处分をするこ

とができる。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省

令で定める。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還があつた場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。(国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三

第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定めることとする。

(登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第一条の二の規定による出資があつた場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があつた場合において会社が受けける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく國債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいつ。(以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社のとすること。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、

次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

2 政令への委任

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のようにより改正する。

第六条第二項中「前項の措置」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るために株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号)。次

項において「商中法等改正法」という。の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間ににおける前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、

同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第一項中

者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号)附則第四条」とする。

2 政令で定める。

第五条 この法律の施行に關し必要な經過措置は、政令で定める。

2 番号の付する法律の施行に關し必要な經過措置は、政令で定める。

審査報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十五日

財政金融委員長 円 より子
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずるものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

なお、平成二十一年度一般会計予算において、銀行等保有株式取得機構の債券及び借入金に關する債務保証契約の限度額として二十兆円が計上されている。

2 次条とあるのは、「中小企業者及び中堅事業

金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第1号に掲げる株式を発行している会社に限る)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式 第三十八条の三に次の二項を加える。

5 第一項に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実を目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該会員の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)

第三十八条の四に次の二項を加える。

5 第一項に規定する発行会社が発行する株式には、専ら当該発行会社の自己資本の充実を目的として当該発行会社の子会社(当該発行会社が

その総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該発行会社が

その総株主の議決権の過半数を保有する他の会

社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該

発行会社が保有している場合には、当該一の株式会社の子会社(当該一の株式会社がその

総株主の議決権の過半数を保有する他の会社を

いう。)その他これに類する者として内閣府令・

財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)

受益権の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り(会員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十四年三月三十日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する

投資口の買取りを行おうとするときは、あらか

じめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、

内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければな

らない。

第三十四条第一項第五号に規定する投資口の

買取りは、当該投資口の買取りの申込みに係る

投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定

する金融商品取引所に上場されている投資口で

あることその他内閣府令・財務省令で定める要

件を満たしている場合でなければ、行つてはな

らない。

第三十四条第一項第五号に規定する

投資口の買取りをしたときは、速やかに、内閣

府令・財務省令で定めるところにより、その買

取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に

報告しなければならない。

第三十九条(見出しを含む。)中「株式」を「対象株

式等」に改める。

4 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する

投資口の買取り(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

のが発行する株式を含む。)を含むものとする。

4 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する

受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている受益権であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

第三十四条第一項第四号に規定する受益権で

「当該株式」を「当該対象株式等に、「発行会社」を

「当該対象株式等(株式に限る。)の買取りの申込み

をした発行会社」に改める。

第四十八条第一項第二号イ中「及び発行会社株

式買取り」を「発行会社株式買取り」に、「並びに」を「第三十四条第一項第四号に規定する受益

権の買取り(口及び次条第一項において単に「受益

権の買取り」という。)及び第三十四条第一項第五

号に規定する投資口の買取り(口及び次条第一項

において単に「投資口の買取り」という。)並びに

「株式の管理」を「対象株式等の管理」に改め、

同号口中及び発行会社株式買取り」を「発行会

社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取

り」に改める。

第四十九条第一項中「及び発行会社株式買取り」

を「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び

投資口の買取り」に、「株式を」を「対象株式等を」

に改める。

第六十七条第四号中「又は第三十八条の二第二

項」を「第三十八条の二第二項、第三十八条の五

第二項又は第三十八条の六第二項」に改め、同条

第五号中「又は第三十九条」を「第三十八条の五

第四項、第三十八条の六第四項又は第三十九条

に改める。

第二条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

官報(号外)

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十五日

財政金融委員長 円 より子
参議院議長 江田 五月殿

附則第一項中「平成二十一年六月一日」を「公布の日」に改め、附則第二項中「この法律の施行の日」を「平成二十一年六月一日」に改め、附則に次の二項を加える。

3 法人の平成二十一年六月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の当該期間内に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課される法人の当該期間内に終了した清算中の事業年度の所得に対する法人税については、この法律による改正前の法人税法第三十五条の規定は、適用しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度については、中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となつておあり、中小企業の活性化を阻害する要因となつておること、我が国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるお

そのある制度となつてゐること等にかんがみ、これを廃止するものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行つた。

一、費用

本法律施行により歳入減となる額は、平年度約百六十億円の見込みである。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見
与謝野財務大臣から、政府としては反対であるとの意見が述べられた。

法人税法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

平成二十一年四月二十三日

発議者

尾立 源幸

増子 輝彦

藤末 健三

大塚 耕平

福山 哲郎

直嶋 正行

賛成者

足立 信也

池口 修次

青木 愛

大河原雅子

小川 勝也

大島九州男

加賀谷 健

風間 直樹

木俣 佳丈

工藤堅太郎

小林 正夫

法人税法の一部を改正する法律
法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を
次のように改訂する。
第三十五条 削除

行田 邦子

今野 東

佐藤 公治

芝 博一

主賓 了

田名部匡省

武内 則男

島田智哉子

谷岡 郁子

鈴木 寛

高橋 千秋

下田 敦子

千葉 景子

津田弥太郎

轟木 利治

中谷 智司

長浜 博行

白 真勲

姫井由美子

平山 幸司

藤田 幸久

那谷屋正義

中村 哲治

羽田雄一郎

林 久美子

前川清成

牧山ひろえ

松浦 大悟

松野 信夫

室井 邦彦

舟山 康江

前田 武志

松井 孝治

藤原 正司

藤原 良信

柳田 晴信

森 ゆうこ

柳澤 光美

吉川 沙織

水岡 俊一

松岡 徹

蓮 肩

篠瀬 進

柳田 稔

大石 尚子

犬塚 直史

梅村 聰

岡崎トミ子

大久保潔重

金子 恵美

川上 義博

喜納 昌吉

加藤 敏幸

佐藤 泰介

島田智哉子

谷岡 郁子

鈴木 寛

高橋 千秋

下田 敦子

千葉 景子

津田弥太郎

轟木 利治

中谷 智司

長浜 博行

白 真勲

姫井由美子

平山 幸司

藤田 幸久

那谷屋正義

中村 哲治

羽田雄一郎

林 久美子

前川清成

牧山ひろえ

松浦 大悟

松野 信夫

室井 邦彦

舟山 康江

前田 武志

松井 孝治

藤原 正司

藤原 良信

柳田 晴信

森 ゆうこ

柳澤 光美

吉川 沙織

水岡 俊一

松岡 徹

蓮 肩

篠瀬 進

柳田 稔

大石 尚子

犬塚 直史

梅村 聰

岡崎トミ子

大久保潔重

金子 恵美

川上 義博

喜納 昌吉

加藤 敏幸

佐藤 泰介

島田智哉子

谷岡 郁子

鈴木 寛

高橋 千秋

下田 敦子

千葉 景子

津田弥太郎

轟木 利治

中谷 智司

長浜 博行

白 真勲

姫井由美子

平山 幸司

藤田 幸久

那谷屋正義

中村 哲治

羽田雄一郎

林 久美子

前川清成

牧山ひろえ

松浦 大悟

松野 信夫

室井 邦彦

舟山 康江

前田 武志

松井 孝治

藤原 正司

藤原 良信

柳田 晴信

森 ゆうこ

柳澤 光美

吉川 沙織

水岡 俊一

松岡 徹

蓮 肩

篠瀬 進

柳田 稔

大石 尚子

犬塚 直史

梅村 聰

岡崎トミ子

大久保潔重

金子 恵美

川上 義博

喜納 昌吉

加藤 敏幸

佐藤 泰介

島田智哉子

谷岡 郁子

鈴木 寛

高橋 千秋

下田 敦子

千葉 景子

津田弥太郎

轟木 利治

中谷 智司

長浜 博行

白 真勲

姫井由美子

平山 幸司

藤田 幸久

那谷屋正義

中村 哲治

羽田雄一郎

林 久美子

前川清成

牧山ひろえ

松浦 大悟

松野 信夫

室井 邦彦

舟山 康江

前田 武志

松井 孝治

藤原 正司

藤原 良信

柳田 晴信

森 ゆうこ

柳澤 光美

吉川 沙織

水岡 俊一

松岡 徹

蓮 肩

篠瀬 進

柳田 稔

大石 尚子

犬塚 直史

梅村 聰

岡崎トミ子

大久保潔重

金子 恵美

川上 義博

喜納 昌吉

加藤 敏幸

佐藤 泰介

島田智哉子

谷岡 郁子

鈴木 寛

高橋 千秋

下田 敦子

千葉 景子

津田弥太郎

轟木 利治

中谷 智司

長浜 博行

白 真勲

姫井由美子

平山 幸司

藤田 幸久

那谷屋正義

中村 哲治

羽田雄一郎

林 久美子

前川清成

牧山ひろえ

松浦 大悟

松野 信夫

室井 邦彦

舟山 康江

前田 武志

松井 孝治

藤原 正司

かんがみ、中小企業者等の経営を一層支援するため、中小企業者等の法人税率の軽減特例について、平成二十一年六月一日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度に係る法人税率を更に引き下げるものであり、おむね妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行つた。

一、費用

本法律施行により歳入減となる額は、平年度約二千三百五十億円の見込みである。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見
与謝野財務大臣から、政府としては反対であるとの意見が述べられた。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

平成二十一年四月二十三日

発議者

賛成者	尾立 源幸	増子 輝彦	島田智哉子	風間 直樹	金子 恵美
	藤末 健三	大塚 耕平	主濱 了	神本美恵子	川上 義博
	福山 哲郎	直嶋 正行	田名部匡省	木俣 佳丈	喜納 昌吉
			武内 則男	工藤堅太郎	小林 正夫
			谷岡 郁子	行田 邦子	奥石 東
			谷 博之	佐藤 泰介	佐藤 公治
			高橋 千秋	芝 博一	博一
			鈴木 寛	下田 敦子	下田 敦子
			千葉 千秋	鈴木 利治	鈴木 利治
			景子 千葉 千秋	中谷 智司	中谷 智司
			那谷屋正義	津田弥太郎	津田弥太郎
			羽田雄一郎	中村 哲治	中村 哲治
			藤田 幸久	徳永 久志	徳永 久志
			林 久美子	那谷屋正義	那谷屋正義
			平山 幸司	羽田雄一郎	羽田雄一郎
			藤本 祐司	中谷 智司	中谷 智司
			藤原 良信	長浜 博行	長浜 博行
			前川 清成	藤谷 光信	藤谷 光信
			牧山ひろえ	藤原 正司	藤原 正司
			松浦 大悟	舟山 康江	舟山 康江
			前田 武志	前田 武志	前田 武志
			松井 孝治	松井 孝治	松井 孝治
			松岡 徹	水岡 俊一	水岡 俊一
			柳澤 光美	森 ゆうこ	森 ゆうこ
			吉川 沙織	柳澤 光美	柳澤 光美
			舫 航	蓮 吉川	蓮 吉川
				大石 尚子	大石 尚子
				柳田 稔	柳田 稔
				室井 邦彦	室井 邦彦
				篠瀬 進	篠瀬 進
				犬塚 直史	犬塚 直史
				梅村 聰	梅村 聰
				一川 保夫	一川 保夫
				植松恵美子	植松恵美子
				小川 勝也	小川 勝也
				大河原雅子	大河原雅子
				大島九州男	大島九州男
				岡崎トミ子	岡崎トミ子
				加賀谷 健	加賀谷 健
				参議院議長 江田 五月殿	参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

2 1 この法律は、平成二十一年六月一日から施行する。
この法律による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第四十二条の三の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十
四号)第二条第八号に規定する人格のない社團

等を含む。)のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、新法第六十八条の八第三項の規定は、連結親法人の同日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。
3 第一項の表の一欄に掲げる法人若しくは人格のない社団等又は第六十八条第一項に規定する協同組合等の平成二十一年六月一日以後に終了する各事業年度の所得に係る前二項の規定の適用については、同表の第四欄及び前項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十一」とする。
第六十八条の八第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
4 第一項の表の一欄に掲げる連結親法人又は第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十一年六月一日以後に終了する各連結事業年度の連結所得に係る前二項の規定の適用については、同表の第四欄中「百分の十八」とあるのは「百分の十一」と、同欄及び前項中「百分の十九」とあるのは「百分の十
二」とする。

附 則

1 この法律は、平成二十一年六月一日から施行する。

2 この法律による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第四十二条の三の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十
四号)第二条第八号に規定する人格のない社團

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに行つた結果、これを是認すべきものと認めた。

1、委員会の決定の理由
本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成十九年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成十九年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

等を含む。)のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、新法第六十八条の八第三項の規定は、連結親法人の同日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。
3 第一項の表の一欄に掲げる法人若しくは人格のない社団等又は第六十八条第一項に規定する協同組合等の平成二十一年六月一日以後に終了する各事業年度の所得に係る前二項の規定の適用については、同表の第四欄及び前項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十一」とする。
第六十八条の八第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

4 第一項の表の一欄に掲げる法人若しくは人格のない社団等又は第六十八条第一項に規定する協同組合等の平成二十一年六月一日以後に終了する各事業年度の所得に係る前二項の規定の適用については、同表の第四欄及び前項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十一」とする。
第六十八条の八第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

官 報 (号 外)

平成二十一年六月二十六日

参議院会議録第三十三号

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表、

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(別表第1) 平成19年度末における資産及び負債の状況

一般勘定

科 目	金 額
資 产 総 額	百万円 785,303
负 債 総 額	262,341
資 本 総 額	522,961

受託業務等勘定

科 目	金 額
資 产 総 額	百万円 60
负 債 総 額	60

(別表第2) 平成19年度中の損益の状況

一般勘定

(△は欠損)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	百万円 684,795
経 常 事 業 支 出	641,676
経 常 事 業 収 支 差 金	43,119
経 常 事 業 外 収 入	8,560
経 常 事 業 外 支 出	15,485
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 6,924
経 常 収 支 差 金	36,194
特 別 収 入	4,192
特 別 支 出	2,813
当 期 事 業 収 支 差 金	37,573

(注) 当期事業収支差金375億7,394万円のうち、8億2,935万円は資本支出に充当し、367億4,458万円は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定

(△は欠損)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	百万円 1,020
経 常 事 業 支 出	816
経 常 事 業 収 支 差 金	203
経 常 事 業 外 支 出	45
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 45
当 期 事 業 収 支 差 金	158

(注) 当期事業収支差金は、一般勘定に繰り入れている。

右
国会に提出する。
平成二十一年二月六日

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

内閣総理大臣
麻生 太郎

日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

平成20年11月7日

麻生 大前謙

卷之三

云門 檀宣院長

伏屋相彦圖

日本放送協会平成19年度財産目録等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について
本部議会平成19年度財産目録 借替料照書及び賃料計算書並びにこれに関する説明書等の原本

つたので、その旨を通知し、同書類を回付します。

わ、便宜の和本版よりへと想見はん。

THE JOURNAL OF CLIMATE

1995年度財産目録

平成 20 年 3 月 31 日現在

卷之三

科
學
計
算

J. Clin. Microbiol. 1983, Vol. 17, p. 1129-1132
© American Society for Microbiology 0091-4129/83/171129-04\$00.40/0

資産の部

三月三十日，余在中華書局，忽見《新華報》載有《毛澤東傳》。

現金 515, 102

預定額預算(万元) 61,811,949

45 877 441
受信料未収金

有価証券

國語 卷之三

政府保証債券 3,699,038

1,499,961
非政府保育證實

官 報 (号 外)

<p>日本放送協会平成 19 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>麻生 太郎 殿</p> <hr/> <p>日本放送協会平成 19 年度財産目録等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について</p> <p>日本放送協会平成 19 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。</p> <p>なお、検査の結果記述すべき意見はない。</p>	<p>20 檢 第 636 号</p> <p>平成 20 年 11 月 7 日</p> <p>会計検査院長 伏屋 和彦印</p>
1 平成 19 年度財産目録	-----

日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書		20 檢 第 636 号		平成20年11月7日					
内閣総理大臣 麻生 太郎殿		会計検査院長 伏屋 和彦回							
日本放送協会平成19年度財産目録等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について									
日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。									
なお、検査の結果記述すべき意見はない。									
1 平成19年度財産目録									
財産目録									
平成20年3月31日現在									
(一般勘定)									
科 目		内 記		前 払 費 用					
摘要		要 金		費 用					
		金額		前払費用					
		合 計		翌年度番組関係					
		千円		賃借料ほか					
		千円		賃借料ほか					
(資産の部)									
流動資産									
現金及び預金									
受信料未収金									
受信料未収金 未収受信料欠 損引当金									
有価証券									
国庫債券									
政府保証債券									
非政府保証債券									
地方債									
車両及び運搬具									
車両及び運搬具 減価償却累計額									
車両及び運搬具 減価償却累計額									
中継車ほか									
△ 6,616,242									
事務機器									
事務機器									
8,200,000									
74,500,000									
11,208,374									
12,055,354									
賃借料ほか									
5,859,119									
2,342,871									
587,298,524									
432,701,007									
181,610,293									
特定板払金ほか									
2,069,913									
特定板払金ほか									
272,958									
放送会館、放送所ほか									
△ 117,774,547									
空中線設備ほか									
135,829,724									
87,424,575									
159,522,232									
機械及び装置									
機械及び装置									
減価償却累計額									
放送設備ほか									
765,241,693									
△ 605,719,461									
268,125									
放送衛星									
放送衛星									
減価償却累計額									
放送衛星B.S.A									
△ 11,779,347									
11,511,222									
1,736,410									
8,352,652									
6,616,242									

(六) 資 本

器 具 器 具	地 地	無形固定資産 無形固定資産	施設利用権 その他の無形固定資産	国 債 政府保証債 非政府保証債 地方事業債	資産合計 (負債の部)	流動負債 一年以内に返済する長期借入金	未払金	862,239	債 債 債 債	
									3,800,000 2,800,000 500,000 3,700,000	
出資		出資その他の資産 長期保有有価証券		国 債 政府保証債 非政府保証債 地方事業債	36,220,481 4,076,076	287,782 287,782	154,309,734 143,608,487	3,303,341 208,409,377	785,303,341 208,409,377	
出				受信料前受金 その他流動負債	5,596,427 117,181 82,931,965	5,596,427 117,181 82,931,965	1,834,628 81,097,336	88,645,574		
				翌年度分受信料の収納額	117,371,977 1,613,826	117,371,977 1,613,826				
				施設利用料ほか 設備整備経費ほか	17,789 1,596,036	17,789 1,596,036				
				源泉徴収所得税						
長期前払費用		独立行政法人情報通信研究機構に対する出資 関連事業に対する出資	(株)N HKエンタープライズほか	固定負債 放送債券 長期借入金 退職給付引当金 その他固定負債	225,508 10,386,002 89,736	225,508 10,386,002 89,736	53,931,998 26,000,000 306,000 26,374,394 1,251,603	53,931,998 26,000,000 306,000 26,374,394 1,251,603		
特定資産		その他の長期前払費用	放送所敷地賃借料未経過分ほか	P C B 廃棄物処理経費未払分 役員退任手当引当	10,800,000	10,800,000	1,064,415 187,188	1,064,415 187,188	262,341,376	
				負債合計						

報 (号外)

(受託業務等勘定)

科 目	内 容	記 號	合 計
	摘要	要 金	額 千円
(資産の部) 流动資産	現金及び預金	預 金	10,107
前 払 収	費用金	普 通 預 金	60,227
未 資 産	合 部	短期借入金利息	10,107
(負債の部) 流动負債	短期借入金	施設設備・運営料ほか	50,064
前 受 債	合 計	60,227	55
負 債 合 計			60,227
	施設設備・運営料ほか	36,000	
	施設賃貸料	24,003	
		223	
		60,227	

2 平成 19 年度貸借対照表

貸 借 対 照 表

平成 20 年 3 月 31 日現在

(一般勘定)

卷之三

卷之三

右 伍

卷之三

三

(外取引)

特 定 資 産 合 計	10,800,000	1.4
(負 債 の 部) 計	<u><u>785,303,341</u></u>	100.0
流動(負債の部) 債金	778,000	10,107
一年以内に返済する長期借入金	88,645,574	55
未受信料前受負債合計	117,371,977	50,064
その他の流動負債合計	<u><u>1,613,826</u></u>	<u><u>60,227</u></u>
固定送り債入当負債合計	208,409,377	100.0
放長期借入当負債合計	26,000,000	36,000
退職給付引当負債合計	306,000	24,003
その他の固定負債合計	26,374,394	223
固定負債合計	<u><u>1,251,603</u></u>	<u><u>60,227</u></u>
(資本の部) 資本	53,931,998	100.0
資本繰越事業収支差合計	<u><u>262,341,376</u></u>	<u><u>100.0</u></u>
資本繰越事業収支差合計	429,684,955	
資本繰越事業収支差合計	163,375	
資本繰越事業収支差合計	429,521,579	
資本繰越事業収支差合計	55,703,063	
資本繰越事業収支差合計	55,703,063	
資本繰越事業収支差合計	37,573,946	
資本繰越事業収支差合計	<u><u>522,961,965</u></u>	<u><u>66.6</u></u>
資本繰越事業収支差合計	<u><u>785,303,341</u></u>	<u><u>100.0</u></u>

3 平成19年度損益計算書

損 益 計 算 書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(一 般勘定)

科 目	金 額	千円
経常事業収入料	672,985,012	
受取支払	2,608,119	
経常事業収支	9,202,803	
販賣費	<u><u>641,676,596</u></u>	
経常事業収入料	259,859,423	
受取支払	7,887,053	

注 平成19年度末における当期事業収支差金375億7,394万6千円は、平成20年度において、固定

資産充当資本に8億2,935万7千円、繰越剰余金に367億4,458万8千円組み入れる。

これにより、固定資産充当資本は4,303億5,093万7千円、繰越剰余金は924億4,765万2千円となる。

なお、繰越剰余金924億4,765万2千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。

官 報 (号 外)

(受託業務等勘定)

4 平成19年度財産目録、賃借料照表及び損益計算書に関する説明書

日本放送協会は、平成19年度の事業運営にあたり、経営環境が大きく変化する中で、「平成18年度～20年度 NHK経営計画」を踏まえ、業務全般にわたる効率的な運営を図りつつ、事業計画の着実な遂行に努めた。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信赖と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めるとともに、協会の方バランスの強化等を柱とする改正放送法(平成20年4月1日施行)を踏まえ、必要な諸準備を取り進めた。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりである。
「一般勘定」の平成19年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表みると、資産総額7,853億334万1千円に対し、負債総額は2,623億4,137万6千円であり、資本総額は5,229億6,196万5千円で、このうち当期事業収支差金は375億7,394万6千円である。

科 目	金	額
経常事業収支		千円
経常事業業務等収入	1,020,002	1,020,002
経常事業業務等支出	816,112	816,112
経常事業外収支差金	203,890	
経外常収事業支		
経常事業外收支差金	45,787	45,787
△	45,787	
当期事業収支差金		
繰入前余金	158,102	158,102
一般勘定への繰入れ	158,102	

る。これに特別収入41億9,286万8千円を加え、特別支出28億1,344万3千円を差し引いた当期事業収支差金は375億7,394万6千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は8億2,935万7千円、事業収支剰余金は367億4,458万8千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。「受託業務等勘定」の平成19年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額6,022万7千円に対し、負債総額は6,022万7千円である。

次に、平成19年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入10億2,000万2千円に対し、経常事業支出は8億1,611万2千円で、差し引き経常事業収支差金は2億389万円であり、これに経常事業外収支差金△4,578万7千円を加えた当期事業収支差金は1億5,810万2千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針、会計方針の変更及び表示方法の変更並びに平成19年度末における資産、負債及び資本の状況及び年度内の増減並びに平成19年度中の損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項目	平成18年度	平成19年度
1. 有価証券 の評価基準 及び評価方 法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によつて いる。 (2) 子会社及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によつ ている。 (3) その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法に基づく原価法によつ ている。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券(時価のないもの) 同左
2. 固定資産 の減価償却 の方法	(1) 有形固定資產 「建物」「構築物」「放送衛星」は定額 法、「機械及び装置」「車両及び運搬 具」「器具」は定率法によつてある。 （2）無形固定資產 定額法によつてある。 なお、主な耐用年数は、以下のと おりである。 施設利用権 15～20年	(1) 有形固定資產 「建物」「構築物」「放送衛星」 平成19年3月31日以前に取得した ものは旧定額法、平成19年4月1日 以降に取得したものは定額法によつ ている。
3. 引当金の 計上基準	(1) 未収受信料欠損引当金 当年度末の受信料未収額のうち、 翌年度における収納不能見込額を經 験率等により計上している。	(1) 未収受信料欠損引当金 同左

外 取 報

(2) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上している。

(2) 退職給付引当金
同左

2.4 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)
(一般勘定)

(単位 千円)

区分	分	平成18年度末	平成19年度末	増減
4. リース取引の処理方	リース物件の所有権が借主に移転するに認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左		
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。	同左		

2.2 会計方針の変更

平成18年度	平成19年度
—	(固定資産の減損処理) 当年度から「固定資産の減損会計に係る独立行政法人会計基準」によっている。これに伴う損益の影響は微弱である。

2.3 表示方法の変更

平成18年度	平成19年度
—	(貸借対照表) 前年度において「現金及び預金」に含めて計上していた譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号最終改正)により、当年度より「有価証券」に含めて表示している。なお、譲渡性預金の金額は、前年度末が70,000,000千円、当年度末が74,500,000千円である。

資本	流動資産合計	平成18年度末	平成19年度末	増減
有形固定資産	167,046,615	(22,3)	(23,8)	20,158,201
建物	438,118,704	432,701,007	△	5,417,696
構築物	184,194,293	181,610,293	△	2,583,999
機械及び装置	43,306,538	48,405,149	△	5,098,610
放送衛星	165,038,532	159,522,232	△	5,516,300
送電器具	1,134,306	268,125	△	866,181
車両及び運搬器具	1,675,190	1,736,410	△	61,220
機械及び装置	944,007	862,239	△	81,768
建物	34,374,352	36,220,481	△	1,846,128
建設仮勘定	7,451,483	4,076,076	△	3,375,407
無形固定資産	604,973	287,782	△	317,191
出資その他の資産	135,784,834	154,309,734	△	18,524,899
長期保有有価証券	124,966,232	143,608,487	△	18,642,254
出資	10,724,264	10,611,510	△	112,754
長期前払費用	94,337	89,736	△	4,601
固定資産合計	574,508,512	(76,6)	(74,8)	12,790,011

放送債券償還積立資産	8,200,000	10,800,000	2,600,000	
特定資産合計	8,200,000 ⁽¹⁾	10,800,000 ⁽¹⁾	2,600,000	
資産合計	749,755,128 ^(100,0)	785,303,341 ^(100,0)	35,548,212	
短期借入金	7,195,000	—	△ 7,195,000	
一年以内に返済する長期借入金	1,514,000	778,000	△ 736,000	
未払金	86,810,820	88,645,574	1,834,753	
受信料前受金	114,050,774	117,371,977	3,321,202	
その他の流動負債	1,731,907	1,613,826	△ 118,081	
負流动負債合計	211,302,502 ^(28,2)	208,409,377 ^(26,5)	△ 2,893,125	
放送債券金	26,000,000	26,000,000	—	
長期借入金	1,084,000	306,000	△ 778,000	
退職給付引当金	24,663,242	26,374,394	1,711,152	
その他の固定負債	1,317,364	1,251,603	△ 65,760	
・ 固定負債合計	53,064,606 ^(7,1)	53,931,998 ^(6,9)	867,391	
負債合計	264,367,109 ^(35,3)	262,341,376 ^(33,4)	△ 2,025,733	
資本	429,684,955	429,684,955	—	
承継資本	163,375	163,375	—	
固定資産充当資本金	429,521,579	429,521,579	—	
積立	32,225,267	55,703,063	23,477,795	
繰越剩余金	32,225,267	55,703,063	23,477,795	
当期事業収支差金	23,477,795	37,573,946	14,096,150	
資本合計	485,388,018 ^(64,7)	522,961,965 ^(66,6)	37,573,946	
負債資本合計	749,755,128 ^(100,0)	785,303,341 ^(100,0)	35,548,212	
(1) 現金及び預金 (単位 千円)				
区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減	
現金	523,774	515,102	△ 8,671	

注()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

資産の部
平成19年度末の資産総額は、平成18年度末の7,497億5,512万8千円に比べ355億4,821万2千円増加し、7,853億334万1千円となり、その内容は次表のとおりである。
(単位 千円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減	
構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	
流动資産	167,046,615	22.3	187,204,816	23.8
固定资产資産	574,508,512	76.6	587,298,524	74.8
特定資産	8,200,000	1.1	10,800,000	1.4
合計	749,755,128	100.0	785,303,341	100.0

平成19年度末の流動資産は、平成18年度末の1,670億4,661万5千円に比べ201億5,820万1千円増加し、1,872億481万6千円となり、その内容は次表のとおりである。
(単位 千円)

(1) 現金及び預金
(単位 千円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減
構成比(%)	金額	構成比(%)	金額
現金及び預金	118,357,178	62,333,052	△ 56,024,126
受信料未収金	4,278,709	4,119,441	△ 159,267
預託券	27,397,331	100,494,977	73,097,646
費用	8,034,630	12,055,354	4,020,663
前取扱金	6,292,677	5,859,119	△ 433,558
その他流動資産	2,686,027	2,342,871	△ 343,155
合計	167,046,615	187,204,816	20,158,201

(六) 受信料収入

普通定期譲渡性預金	6,833,404 41,000,000	8,817,949 53,000,000	1,984,545 12,000,000
合計	118,357,178	62,333,052	△ 56,024,126
(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金			

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
受信料未収金	54,858,709	45,877,441	△ 8,981,267
未収受信料欠損引当金	△ 50,580,000	△ 41,758,000	8,822,000
合計	4,278,709	4,119,441	△ 159,267

(3) 有価証券

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
有価証券	27,397,331	100,494,977	73,097,646

<有価証券の内訳>

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要要
国債	7,700,000	7,681,242	7,698,742	
金融債	500,000	500,000	500,000	しんきん中金債券
政府保証債	3,700,000	3,690,100	3,699,038	公営企業債券ほか
非政府保証債	1,500,000	1,499,550	1,499,961	日本政策投資銀行債券ほか
地方債	4,400,000	4,371,230	4,397,235	東京都公募公債ほか
事業譲渡性預金	8,200,000	8,200,000	8,200,000	東京電力株式債券ほか
合計	74,500,000	74,500,000	74,500,000	
合計	100,500,000	100,442,122	100,494,977	

(4) 前払費用

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
翌年度番組関係費	7,307,509	11,208,374	3,900,864
その他の前払費用	727,180	846,980	119,799
合計	8,034,690	12,055,354	4,020,663

注1 翌年度番組関係費の内容は、翌年度以降に放送する番組制作費、スポーツ放送権料及び映画放送権料である。翌年度以降に放送する番組制作費については、平成18年度は重要性の観点から対象番組を特定し計上したが、平成19年度はすべての番組を対象として計上している。この見直しによる影響額は3,291,175千円である。

2 その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(5) 未収金

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
有価証券等利息	384,347	500,692	116,345
その他の未収金	5,908,330	5,358,426	△ 549,903
合計	6,292,677	5,859,119	△ 433,558

注 その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(6) その他の流動資産

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
差入保証金	1,926,625	2,069,913	143,287
仮払金	759,402	272,958	△ 486,443
合計	2,686,027	2,342,871	△ 343,155

注1 差入保証金の内容は、事務室貸借保証金等である。

2 仮払金の内容は、特定仮払金等である。なお、特定仮払金とは、緊急取材等の特定業務で使用する仮払金である。

固 定 資 産

(1) 固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区 分	平成18年度		平 成 19 年 度		平成19年度 未 残 高 (1)+(2)-(3)	減 価 償 却 額 (4)	平成19年度 減 累 計 (5)	平成19年度 未 残 薄 値 額 (4)-(5)
	平成18年度 末 残 高 (1)	増 加 額 (2)	減 少 額 (3)					
有形固定資産	1,245,243,608	72,609,538	52,661,084	1,265,192,063	8332,491,055	432,701,007		
建 築 物	294,756,077	7,430,402	2,801,638	299,384,840	117,774,547	181,610,293		
構 築 物	129,682,425	9,911,595	3,764,296	135,829,724	87,424,575	48,405,149		
機械及び装置	746,429,699	48,474,976	29,662,982	765,241,693	605,719,461	159,522,232		
放送衛星	19,685,227	—	7,905,880	11,779,347	11,511,222	268,125		
車両及び運搬具	8,401,318	710,418	759,084	8,352,652	6,616,242	1,736,410		
器具	4,463,023	99,190	254,968	4,307,246	3,445,006	862,239		
土地	34,374,352	1,983,124	136,995	36,220,481	—	36,220,481		
建設仮勘定	7,451,483	3,999,829	7,375,236	4,076,076	—	4,076,076		
無形固定資産	4,930,534	—	32,661	4,897,872	4,610,089	287,782		
有形・無形固定資産計	1,250,174,143	72,609,538	52,693,746	1,270,089,935	8337,101,145	432,988,790		
出資その他の資産	135,784,834	47,272,760	28,747,861	154,309,734	—	154,309,734		
長期保有有価証券	124,966,232	47,226,374	28,584,119	143,608,487	—	143,608,487		
資本	10,724,264	—	112,754	10,611,510	—	10,611,510		
長期前払費用	94,337	46,386	50,987	89,736	—	89,736		
合 計	1,385,958,977	119,882,299	81,441,607	1,424,399,669	837,101,145	587,298,524		

注 有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりである。

<増加額>

- ・建物 放送会館(秋田)等 7,430,402千円
- ・構築物 地上デジタルテレビジョン放送設備、テレビジョン共同受信施設等 9,911,595千円
- ・機械及び装置 地上デジタルテレビジョン放送設備、ハイビジョン放送設備等 48,474,976千円

<減少額>

- ・機械及び装置 地上デジタルテレビジョン放送設備及びハイビジョン放送設備の整備に伴う旧設備の除売却等 29,662,982千円
- ・建設仮勘定 放送衛星B-S-3Nの除却 7,905,880千円

7,375,236千円

(2) 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減
長 期 保 有 有 価 証 券	124,966,232	143,608,487	18,642,254

<長期保有有価証券の内訳>

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要
国 政 府 保 証 債	9,000,000	8,938,095	8,963,085	公営企業債券ほか

非 政 府 保 証 債	37,000,000	36,793,985	36,861,308	日本政策投資銀行債券ほか
地 方 事 業 債	27,700,000	27,603,040	27,628,352	東京都公募公債ほか

合 计	144,000,000	143,417,513	143,608,487	東京電力(株)社債ほか
合 計	144,000,000	143,417,513	143,608,487	

(3) 出 資

(単位 千円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減
関 係 会 社 出 資	9,855,802	9,855,802	—
そ の 他 の 出 資	868,462	755,708	△ 112,754
合 計	10,724,264	10,611,510	△ 112,754

<出資の明細>

出資先	(単位 千円)					
	平成18年度 未償借対照 表計上額	平成19年度 増加額	減少額	出株式 資數	取得価額	貸借対照 表計上額
関係会社出資 (22社)	9,855,802	—	—	—	9,855,802	9,855,802
(株)NHKエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
(株)NHKエデュケーション・ショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
(株)NHK情報ネットワーク	209,500	—	—	4,190株	209,500	209,500
(株)NHKプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000
(株)NHKアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
(株)NHKテクニカルサービス	210,000	—	—	4,200株	210,000	210,000
(株)日本放送出版協会	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
(株)NHKきんきゅうメディア	52,000	—	—	1,040株	52,000	52,000
(株)NHK中部ブレンジ	30,000	—	—	600株	30,000	30,000
(株)NHKちゅうごくソラトープラン	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
(株)NHK九州メディア	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
(株)NHK東北ブランディング	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
(株)NHK北海道ビジョン	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
(株)NHK共同ビデオ	40,000	—	—	80,000株	40,000	40,000
(株)NHKアイティック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
(株)NHK文化センター	20,000	—	—	—	40,000株	20,000
(株)NHKコンピューターサービス	57,000	—	—	—	1,140株	57,000
(株)NHK営業サービス	120,000	—	—	—	2,400株	120,000
(株)NHKオフィス企画	10,000	—	—	—	20,000株	10,000
(株)放送衛星システム	40,000	—	—	—	800株	40,000
(株)日本文字放送システム	7,499,700	—	—	—	149,994株	7,499,700
(株)NHK名古屋ビルシステム	10,000	—	—	—	200株	10,000
その他の出資(4社)	868,462	—	—	112,754	—	755,708
独立行政法人情報通信研究機構	338,262	—	—	112,754	—	225,508
(株)ビーエス・コンデイジヨンズシステムズ	276,300	—	—	—	5,526株	276,300
福岡タワー(株)国際電気通信基礎技術研究所	160,000	—	—	—	3,200株	160,000
NTTビジュアル通信株式会社	93,900	—	—	—	1,878株	93,900
合 計(26社)	10,724,264	—	112,754	—	10,611,510	10,611,510

注1 出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。

2 独立行政法人情報通信研究機構の出資金は、「独立行政法人通信総合研究所法」の一部を改正する法律(平成14年12月6日法律第134号)の施行に伴い、通信・放送機構から承継されたものである。この出資金は、「通信・放送機器法」の一部を改正する法律(平成11年法律第39号)に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換している。なお、平成19年度の減少額は、返還によるものである。

3 NTTビジュアル通信株の減少額は1円であり、売却によるものである。

(六) 報

4 平成20年4月1日付で以下の社名に変更となった。

(株)NHK メディアテクノロジー(株)NHKテクニカルサービスと(株)NHK コン

ピューターサービスが合併)

(株)NHK ブラネット(株)NHK きんきメディアプラン、(株)NHK 中部ブレン

ズ、(株)NHK ちゅうごくソフトプラン、(株)NHK 九州メディア

ス、(株)NHK 東北ブランニング、(株)NHK 北海道ビジョンが

合併)

5 平成20年4月4日付で(株)日本国際放送を設立した。

6 社数は、平成19年度末の社数である。

(4) 長期前払費用

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
長期前払費用	94,337	89,736	△ 4,601

注 長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料未経過分等である。

特定資産 平成19年度末の特定資産は、平成18年度末の82億円に比べ26億円増加し、108億円となり、そ

の内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
放送債券償還積立資産	8,200,000	10,800,000	2,600,000

放送債券償還積立資産

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
放送債券償還積立資産	8,200,000	2,600,000	—

注 放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものである。

<放送債券償還積立資産の内訳>

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要
債券計	10,800,000	10,800,000	10,800,000	
国債	3,800,000	3,800,000	3,800,000	
政府保証債	2,800,000	2,800,000	2,800,000	公営企業債券(ほか)
非政府保証債	500,000	500,000	500,000	中小企業債券
事業債	3,700,000	3,700,000	3,700,000	東北電力(株)社債(ほか)
合計	10,800,000	10,800,000	10,800,000	

(参考) 保有する有価証券(有価証券・長期保有価証券・出資・放送債券償還積立資産)の状況
<保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳>

(単位 千円)

区分	流動資産	固定資産	特定資産	貸借対照表上額
債券計	25,994,977	143,608,487	10,800,000	180,403,464
国金融債	7,698,742	8,963,085	3,800,000	20,461,828
政府保証債	500,000	—	—	500,000
非政府保証債	3,699,038	36,861,308	2,800,000	43,360,346
地方政府債	1,499,961	27,628,352	500,000	29,628,313
地方事業債	4,397,235	18,768,291	—	23,165,526
事業債	8,200,000	51,387,450	3,700,000	63,287,450
渡性預金	74,500,000	—	—	74,500,000
資本計	—	10,611,510	—	10,611,510
関係会社出資	—	9,855,802	—	9,855,802
その他出資	—	755,708	—	755,708
合計	100,494,977	154,219,998	10,800,000	265,514,975

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

(単位 千円)

区分	貸借対照表上額	時価	差額	摘要
国金融債	20,461,828	20,956,760	494,931	
政府保証債	500,000	499,600	-400	しんきん中金債券ほか
非政府保証債	43,360,346	44,310,390	950,043	公営企業債券ほか
地方事業債	29,628,313	30,301,300	672,986	日本政策投資銀行債券ほか
合計	180,403,464	184,719,250	4,315,785	東京都公募公債ほか 東京電力㈱社債ほか

(2) 時価のない有価証券の内訳(平成20年3月31日)

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額
議関係会社の預出資	74,500,000
その他	9,855,802
合計	755,708

(3) 満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成20年3月31日)

(単位 千円)

区分	貸借対照表上額	1年以内	1年超	5年以内	5年超	10年以内	10年超
国金融債	20,461,828	7,698,742	5,796,092	6,966,993	-	-	-
政府保証債	500,000	500,000	-	-	-	-	-
非政府保証債	43,360,346	3,699,038	23,444,931	16,216,376	-	-	-
地方事業債	29,628,313	1,499,961	16,467,466	11,660,886	-	-	-
合計	180,403,464	25,994,977	23,256,778	31,830,671	-	-	-

負債の部

平成19年度末の負債総額は、平成18年度末の2,643億6,710万9千円に比べ20億2,573万3千円減少し、2,623億4,137万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成18年度末		平成19年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流动負債	211,302,502	79.9	208,409,377	79.4	△ 2,893,125
固定負債	53,064,606	20.1	53,931,998	20.6	867,391
合計	264,367,109	100.0	262,341,376	100.0	△ 2,025,733

流動負債

平成19年度末の流動負債は、平成18年度末の2,113億250万2千円に比べ28億9,312万5千円減少し、2,084億937万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
短期借入金	7,195,000	-	△ 7,195,000
一年以内に返済する長期借入金	1,514,000	778,000	△ 736,000
未払金	86,810,820	88,645,574	1,834,753
信料前受金	114,050,774	117,371,977	3,321,202
その他流動負債	1,731,907	1,613,826	△ 118,081
合計	211,302,502	208,409,377	△ 2,893,125

(1) 短期借入金

(単位 千円)

借入先	平成18年度末		平成19年度末	
	増加額	減少額	年度末	年度末
(株)三井住友銀行	3,489,750	-	3,489,750	-
合計	1,619,100	-	1,619,100	-

(六) 収支

(株)三菱東京UFJ銀行 農林中央金庫 信金中央金庫 日本生命保険相 合	1,330,950 — 287,650 — 179,900 —	— — 287,650 — 179,900 —	1,330,950 — 287,650 — 179,900 —	— — — — —
(2) 未払金				
区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減	(単位 千円)
契約受納事務費 放送債券利息 納付消費税 その他の未払金 合	6,281,078 116,588 71,436 80,341,716 86,810,820	5,596,427 117,181 1,834,628 81,097,336 88,645,574	△ 684,650 592 1,763,192 755,620 1,834,753	
(3) 受信料前受金				
区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減	(単位 千円)
受信料前受金	114,050,774	117,371,977	3,321,202	
注 受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。				
(4) その他の流動負債				
区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減	(単位 千円)
前受り 預 合	39,705 1,692,201 計	17,789 1,596,036 △ 118,081	△ 21,916 96,165 —	
注 放送債券は、政府保証債ではない。				
(2) 長期借入金				
区 分	平成18年度末	平成19年度増減内訳	平成19年度末	(単位 千円)
借入先	平成18年末	増加額 減少額	固定負債 流動負債 (1年以内)	
(株)みずほコーポレート 銀行	1,212,250	— 686,500	148,410 377,340	

固定負債
平成19年度末の固定負債は、平成18年度末の530億6,460万6千円に比べ8億6,739万1千円増加し、539億3,199万8千円となり、その内容は次表のとおりである。
(単位 千円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	増 減
(1) 放送債券			
合	53,064,606	53,931,998	867,391
銘柄 (発行価額、利率)	発行年月日 (償還期限)	発行総額	償還額 未償還残高
第104回放送債券 (100,000円、1.80%)	平成12.2.17 (償還期限)	6,000,000	— 6,000,000 —
第105回放送債券 (100,00円、1.90%)	平成12.10.25 (22.10.25)	10,000,000	— 10,000,000 —
第106回放送債券 (100,00円、1.51%)	平成14.2.6 (24.2.6)	10,000,000	— 10,000,000 —
合 計	— 26,000,000	— 26,000,000	— 26,000,000 —

注 1 前受収益の内容は、施設利用料等である。
2 預り金の内容は、源泉徴収所得税等である。

(外) 参照表

(株)三井住友銀行	535,400	—	291,500	68,850	175,050
(株)三菱東京UFJ銀行	432,550	—	232,000	56,610	143,940
農林中央金庫	55,350	—	12,000	12,240	31,110
信金中央金庫	55,350	—	12,000	12,240	31,110
日本生命保険相	63,600	—	36,500	7,650	19,450
第一生命保険相	243,500	—	243,500	—	—
合 計	2,598,000	—	1,514,000	306,000	778,000

(3) 退職給付引当金

(単位 千円)

区分	平成19年度度			
	平成18年度末	増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	24,663,242	27,865,786	26,154,634	26,374,394

注 退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使拠出型の退職年金制度を設けており、退職年金制度に基づく資産は、平成19年度末において280,592,470千円である。

(4) その他の固定負債

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
その他の固定負債	1,317,364	1,251,603	△ 65,760

注 平成19年度末におけるその他の固定負債には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているP C B廃棄物の処理経費1,064,415千円を計上している。また、役員退任手当の支給に備えた内規に基づく年度末の要支給額を計上している。なお、役員退任手当は、従来、支払時の費用として処理していたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号)の公表に伴い、19年度から引当金相当額を計上している。

資本の部
平成19年度末の資本総額は、平成18年度末の4,853億8,801万8千円に比べ375億7,394万6千円増加し、5,229億6,196万5千円となり、その内容は次表のとおりである。
(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
資本	429,684,955	429,684,955	—
積立金	32,225,267	55,703,063	23,477,795
当期事業収支差金	23,477,795	37,573,946	14,096,150
合計	485,388,018	522,961,965	37,573,946

(1) 資本及び積立金等の状況

(単位 千円)

区分	資本			積立金 ⁽⁴⁾	当期事業収支差金 ⁽⁵⁾	資本の部合計 ⁽³⁾⁺⁽⁴⁾⁺⁽⁵⁾
	承継資本 ⁽¹⁾	固定資本 ⁽²⁾	資本合計 ⁽¹⁾⁺⁽²⁾	繰越剩余金 ⁽³⁾		
平成18年度末残高	163,375,429	521,579,429	684,955	32,225,267	23,477,795	485,388,018
平成19年度変動額	—	—	—	—	—	—
翌年度以降の財政安定のための繰越し	—	—	—	—	—	—
平成19年度当期事業収支差金	—	—	—	—	23,477,795	23,477,795
平成19年度変動額合計	—	—	—	—	37,573,946	37,573,946
平成19年度末残高	163,375,429	521,579,429	684,955	55,703,063	37,573,946	522,961,965

注1 承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

2 固定資産充当資本は、過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額426,433,002千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円である。

(二) 収支(差額)

(2) 当期事業収支差金の処分

(単位 千円)

区分	金額		
平成19年度事業収支差金	37,573,946		
固定資産充当資本組入れ	829,357		
翌年度以降の財政安定のための繰越し	36,744,588		
(参考) 翌年度以降の財政安定のための繰越し金			
1) 平成19年度未繰越剰余金	55,703,063千円		
2) 翌年度以降の財政安定のための繰越し	36,744,588千円		
翌年度以降の財政安定のための繰越し金(1+2)	92,447,652千円		
(比較貸借対照表) (受託業務等勘定)			
	(単位 千円)		
区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
現金及び預金	1,546	10,107	8,561
前払費用	—	55	55
未収金	3,283	50,064	46,780
流動資産合計	4,829	60,227	55,397
資産合計	4,829	60,227	55,397
短期借入金	—	36,000	36,000
未払金	4,158	24,003	19,845
前受金	670	223	△ 447
流动負債合計	4,829	60,227	55,397
資本負債合計	4,829	60,227	55,397
資本負債合計	4,829	60,227	55,397

資産の部
平成19年度末の資産総額は、平成18年度末の482万9千円に比べ5,539万7千円増加し、6,022万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
(2) 前払費用			
普通預金	1,546	10,107	8,561
前払費用	—	55	55
合計	4,829	60,227	55,397

(1) 現金及び預金
(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
(3) 未収金			
区 分	平成18年度末	平成19年度末	増減
未収金	3,283	50,064	46,780
合計	4,829	60,227	55,397

(3) 未収金
(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
注 前払費用の内容は、短期借入金利息である。			
区 分	平成18年度末	平成19年度末	増減
未収益	3,283	50,064	46,780
合計	4,829	60,227	55,397

注 未収益の内容は、北海道洞爺湖サミット開催に伴う国際放送センターの設置・運営業務経費等である。

負債の部

平成19年度末の負債総額は、平成18年度末の482万9千円に比べ5,539万7千円増加し、6,022万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

流動資價

区分		平成18年度末	平成19年度末	増減
短期	借入金	—	36,000	36,000
未払	金	4,158	24,003	19,845
前	受	670	223	△ 447
合	計	4,829	60,227	55,397

(1) 短期借入金

外)

幸

官

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	増 減
経 常 事 業 収 入		(100,0) 675,606,744	(100,0) 684,795,936	9,189,192
受 交 付 信 金 取 入	料	664,462,012 2,276,032	672,985,012 2,608,119	8,523,000 332,086
副 次 収 入		8,868,698	9,202,803	334,105
経 常 事 業 支 出		(96,6) 652,619,319	(93,6) 641,676,596	△ 10,942,722
國 内 放 送 費		251,674,899	259,859,423	8,184,524
國 際 放 送 費		6,936,533	7,887,053	950,520
契 約 収 納 費		64,567,827	61,229,426	△ 3,338,401

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
納付消費税	4,158	5,717	1,559
その他の未払金	—	18,286	18,286
合計	4,158	24,003	19,845

注 その他の未払金の内容は、北海道洞爺湖サミット開催に伴う国際放送センターの設置・運営業務経費等である。

(単位 千円)

区分	平成18年度末	平成19年度末	増減
前受金	670	223	△447

注 前受金の内容は、施設賃料である。

2.5 損益計算書

(比較損益計算書)

(一) 一般勘定

(外) 勘定

業外収支	経常事業外支出	14,532,020	(2,1)	15,485,709	(2,3)	953,688
財務費		14,532,020		15,485,709		953,688
経常事業外収支差金	△ 6,347,337	(△0,9)	△ 6,924,818	(△1,0)	△ 577,481	
経常収支差金	16,640,087	(2,5)	36,194,520	(5,4)	19,554,433	
資本期当期	本支出 剩余金	—	16,640,087	829,357	829,357	
特別	別収入	(1,5)	10,069,462	(0,5)	4,192,868	△ 5,876,593
固定資産	売却益	6,010,132	3,112,524	△ 2,897,607		
固定資産	受贈益	18,164	107,266	89,101		
過年度損益	修正益	3,264,036	856,880	△ 2,407,155		
その他	の特別収入	777,129	116,198	△ 660,931		
特別	支収	(0,5)	3,231,753	(0,4)	△ 418,309	
固定資産	売却損	230,513	266,053	35,539		
固定資産	除却損	2,224,110	2,397,274	173,164		
その他	の特別支出	777,129	150,115	△ 627,013		
当期	事業収支差金	(3,5)	23,477,795	(5,5)	37,573,946	14,096,150
資本	本支出	—	—	829,357	829,357	
事業	収支剩余金	23,477,795	36,744,588	13,266,792		

注()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

平成19年度の経常事業収入6,847億9,593万6千円に対し、経常事業支出は6,416億7,659万6千円であり、差し引き経常事業収支差金は431億1,933万9千円である。

なお、平成18年度の経常事業収入6,756億74万4千円、経常事業支出6,526億1,931万9千円と比べ、経常事業収入は91億8,919万2千円の増加、経常事業支出は109億4,272万2千円の減少である。

経常事業収入

平成19年度の経常事業収入は、受信契約件数の増加等に伴う受信料の増加等により、平成18年度に比べ増加した。なお、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
受交付	664,462,012	672,985,012	8,523,000
副次	2,276,032	2,608,119	332,086
合計	8,868,698	9,202,803	334,105
(1) 受信料	675,606,744	684,795,936	9,189,192

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
基本	535,787,055	539,773,810	3,986,754
星付	128,674,956	133,211,202	4,536,245
合計	664,462,012	672,985,012	8,523,000

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区分	平成18年度	平成19年度
力ラ契約	23,385 △ 343	23,042
普通契約	326 △ 28	298
年	度	度
初	加	末

地 上 契 約	年 度	初 頭		—
衛 星 力 一 契 約	年 度	初 頭	加 入	—
衛 星 普 通 契 約	年 度	初 頭	加 入	—
衛 星 契 約	年 度	初 頭	加 入	—
特 別 契 約	年 度	初 頭	加 入	—
契 約 総 数	年 度	初 頭	加 入	—

注 平成19年10月から、普通契約(白黒契約)をカラー契約に統合し、名称を「地上契約」に変更した。また、衛星普通契約を衛星カラー契約に統合し、名称を「衛星契約」に変更した。

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	増 減
国際放送関係交付金	2,256,137	2,457,617	201,480
選挙放送関係交付金	19,895	150,502	130,606
合 計	2,276,032	2,608,119	332,086

注 平成19年10月から、普通契約(白黒契約)をカラー契約に統合し、名称を「地上契約」に変更

した。また、衛星普通契約を衛星カラー契約に統合し、名称を「衛星契約」に変更した。

(2) 交付金收入

官 報 (号 外)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
国際費	251,674,899	259,859,423	8,184,524
内放送費	6,936,533	7,887,053	950,520
契約受納費	64,567,827	61,229,426	△ 3,338,401
信対費	1,650,919	1,454,514	△ 196,405
調査報費	3,212,040	3,194,300	△ 17,739
研究開発費	7,512,759	7,849,080	336,320
職手当費	132,510,616	128,322,451	△ 4,188,164
厚生費	52,031,284	50,164,408	△ 1,866,876

(文) 収支(報酬)	(1) 国内放送費	(単位 千円)
	区 分	平成 18 年度 平成 19 年度 増 減
	番組費用	195,528,543 205,694,512 △ 10,165,969
	技術運用費用	56,146,355 54,164,911 △ 1,981,444
合 計		251,674,899 259,859,423 8,184,524
注 1 番組費は、国内放送番組の制作に要する経費、報道取材に要する経費及び番組の制作に伴い共通して要する経費である。		
2 技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費である。		
(2) 国際放送費	(単位 千円)	
	区 分	平成 18 年度 平成 19 年度 増 減
	ラジオ国際放送費	4,307,890 4,142,779 △ 165,110
	テレビジョン国際放送費	2,628,642 3,744,273 1,115,630
合 計		6,936,533 7,887,053 950,520
注 ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費である。		
(3) 契約収納費	(単位 千円)	
	区 分	平成 18 年度 平成 19 年度 増 減
	契約収納業務費	42,563,830 39,229,880 △ 3,333,949
	契約収納推進費	22,003,997 21,999,545 △ 4,451
合 計		64,567,827 61,229,426 △ 3,338,401
注 ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費である。		
(4) 受信対策費	(単位 千円)	
	区 分	平成 18 年度 平成 19 年度 増 減
	受信改善費	117,869 95,736 △ 22,132
	受信対策推進費	1,533,050 1,358,777 △ 174,272
合 計		1,650,919 1,454,514 △ 196,405
注 1 受信改善費は、受信障害対策に要する経費である。		
2 受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費である。		
(5) 広報費	(単位 千円)	
	区 分	平成 18 年度 平成 19 年度 増 減
	視聴者意向収集費	1,809,019 1,911,444 102,424
	広報費	1,403,020 1,282,856 △ 120,164
合 計		3,212,040 3,194,300 △ 17,739
注 1 視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費である。		
2 広報推進費は、事業活動の周知に要する経費である。		
(6) 調査研究費	(単位 千円)	
	区 分	平成 18 年度 平成 19 年度 増 減
	番組調査研究費	1,154,816 1,165,656 10,839
	技術調査研究費	6,357,942 6,683,423 325,481
合 計		7,512,759 7,849,080 336,320
注 番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費である。		

(7) 給与

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
職員給与	132,150,448	127,934,735	△ 4,215,712
員報酬	360,167	387,715	27,547
合計	132,510,616	128,322,451	△ 4,188,164

(8) 退職手当・厚生費
注 職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等である。

区分	平成18年度	平成19年度	増減	(単位 千円)
退職手当	26,324,733	27,615,557	1,290,823	
厚生保健費	25,706,550	22,548,851	△ 3,157,699	
合計	52,031,284	50,164,408	△ 1,866,876	

注 1 退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用である。

2 厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費である。

(9) 共通管理費

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
施設管理費	6,063,293	5,988,447	△ 74,845
職員管理費その他	5,397,960	5,978,794	580,834
合計	11,461,253	11,967,242	505,988

(六) 収支

(10) 減価償却費

区分	平成18年度	平成19年度	増減	(単位 千円)
減価償却費	70,481,185	67,990,695	△ 2,490,489	
<減価償却費の内訳>				

区分	取得額	平成19年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率%
有形固定資産	1,224,895,505	67,673,862	832,491,055	392,404,450	68.0%
建物	299,384,840	9,615,823	117,774,547	181,610,293	39.3%
構築物	135,829,724	4,106,851	87,424,575	48,405,149	64.4%
機械及び装置	765,241,693	52,314,994	605,719,461	159,522,232	79.2%
放送衛星	11,779,347	866,181	11,511,222	268,125	97.7%
車両及び運搬器具	8,352,652	603,382	6,616,242	1,736,410	79.2%
無形固定資産	4,307,246	166,630	3,445,006	862,239	80.0%
施設利用権	4,857,095	316,833	4,610,089	247,005	94.9%
合計	1,229,752,601	67,990,695	837,101,145	392,651,455	68.1%

経常事業外収支

平成19年度の経常事業外収入85億6,089万円に対し、経常事業外支出は154億8,570万9千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△69億2,481万8千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
財務収入	6,326,923	6,009,144	△ 317,778
雑収入	1,857,760	2,551,745	693,985
合計	8,184,683	8,560,890	376,207

注 1 施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費である。

2 職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費である。

3 平成19年度の職員管理費その他のうち役員交際費は14,807千円である。

(1) 財務収入

				(単位 千円)	
区分	分	平成18年度	平成19年度	増減	
受取配当金	利息	2,660,058	4,155,484	1,495,425	
合計		3,666,864	1,853,660	△ 1,813,203	
		6,326,923	6,009,144	△ 317,778	

注1 受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入である。

2 受取配当金は出資先からの配当収入である。

経常事業外支出

				(単位 千円)	
区分	分	平成18年度	平成19年度	増減	
財務費	支払利息	14,532,020	15,485,709	953,688	
放送債券発行償還経費		525,617	474,511	△ 51,106	
建設仕入消費税		2,284	1,877	△ 406	
納付消費税		3,223,434	3,110,815	△ 112,618	
		10,780,684	11,898,504	△ 1,117,819	

- 注1 支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用である。
 2 放送債券発行償還経費は放送債券の発行、管理及び償還に要する費用である。
 3 建設仕入消費税は、固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額である。

4 納付消費税は、一般勘定における消費税納税額である。

特別収支は、固定資産売却益等による41億9,286万8千円であり、特別支出は固定資

産除却損等による28億1,344万3千円である。
 なお、その内容は次表のとおりである。

特別収入

(単位 千円)

				(単位 千円)	
区分	分	平成18年度	平成19年度	増減	
固定資産売却益		6,010,132	3,112,524	△ 2,897,607	
固定資産受贈益		18,164	107,266	89,101	

				(単位 千円)	
区分	分	平成18年度	平成19年度	増減	
当期事業収支差金		23,477,795	37,573,946	14,096,150	
資本支出充当		—	829,357	829,357	
事業収支剩余金		23,477,795	36,744,588	13,266,792	

注 事業収支剩余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(比較損益計算書)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

(六) 収支(△)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
経常事業収入	(100,0) 1,030,657	(100,0) 1,020,002	△ 10,654
受託業務等収入	1,030,657	1,020,002	△ 10,654
経常事業収支			
経常事業支出	(80,6) 830,781	(80,0) 816,112	△ 14,668
受託業務等費	830,781	816,112	△ 14,668
経常事業収支差金	(19,4) 199,875	(20,0) 203,890	4,014
経常事業外収支			
財務費	43,710	45,787	2,077
経常事業外収支差金	△ 43,710	△ 45,787	△ 2,077
当期事業収支差金	(△4,2) 156,164	(△4,5) 158,102	1,937
当期総入前剰余金	156,164	158,102	1,937
一般勘定への繰入れ	156,164	158,102	1,937

注()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

平成19年度の経常事業収入10億2,000万2千円に対し、経常事業支出は8億1,611万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は2億359万円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
財務費	43,710	45,787	2,077
支払利息税	—	1	1
支納付消費税	43,710	45,786	2,075

注1 支払利息は短期借入金利息である。
2 納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納税額である。

注1 受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入である。
2 1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。
3 2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入である。

経常事業支出

区分	平成18年度	平成19年度	増減
受託業務等費	830,781	816,112	△ 14,668
1号業務費	743,754	783,248	39,494
2号業務費	87,027	32,863	△ 54,163

注1 受託業務等費は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に要する経費である。

2 1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等である。

3 2号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等である。

経常事業外収支

平成19年度の経常事業外支出は4,578万7千円であり、これにより経常事業外収支差金は△4,578万7千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

区分	平成18年度	平成19年度	増減
財務費	43,710	45,787	2,077
支払利息税	—	1	1
支納付消費税	43,710	45,786	2,075

区分	平成18年度	平成19年度	増減
受託業務等収入	1,030,657	1,020,002	△ 10,654
受託業務等費	1,030,657	1,020,002	△ 10,654
受託業務等支出	(80,6) 830,781	(80,0) 816,112	△ 14,668
受託業務等差金	(19,4) 199,875	(20,0) 203,890	4,014
受託業務等外収支			
財務費	43,710	45,787	2,077
受託業務等外支差金	△ 43,710	△ 45,787	△ 2,077
当期事業収支差金	(△4,2) 156,164	(△4,5) 158,102	1,937
当期総入前剰余金	156,164	158,102	1,937
一般勘定への繰入れ	156,164	158,102	1,937

注()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

平成19年度の経常事業収入10億2,000万2千円に対し、経常事業支出は8億1,611万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は2億359万円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
受託業務等収入	1,030,657	1,020,002	△ 10,654
受託業務等費	1,030,657	1,020,002	△ 10,654
受託業務等支出	(80,6) 830,781	(80,0) 816,112	△ 14,668
受託業務等差金	(19,4) 199,875	(20,0) 203,890	4,014
受託業務等外支差金	△ 43,710	△ 45,787	△ 2,077
当期事業収支差金	(△4,2) 156,164	(△4,5) 158,102	1,937
当期総入前剰余金	156,164	158,102	1,937
一般勘定への繰入れ	156,164	158,102	1,937

当期事業収支差金

平成19年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金2億389万円に経常事業外収支差金△4,578万7千円を加えた1億5,810万2千円であり、その内容は次表のとおりである。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れた。

(単位 千円)

区分	平成18年度	平成19年度	増減
当期事業収支差金	156,164	158,102	1,937
一般勘定への繰入れ	156,164	158,102	1,937

2.6 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

(1) 短期債権(未収金)

(単位 千円)

会社名	平成18年度末	平成19年度末	増減
(株) NHK情報ネットワーク	493,935	558,705	64,769
(株) NHKエンタープライズ	426,200	552,954	126,754
(株) NHKエデュケーションナル	576,475	376,433	△ 200,042
(株) NHKプロモーション	109,009	250,110	141,101
(株) 合ビジョン	19,506	70,387	50,881
(株) 放送衛星システム	79,018	28,534	△ 50,484
その他	138,507	95,482	△ 43,024
合計	1,842,652	1,932,609	89,957

(2) 短期債権(前払費用)

(単位 千円)

会社名	平成18年度末	平成19年度末	増減
(株) NHKエンタープライズ	4	36,910	36,906
(株) NHK名古屋ビルシステムズ	1,008	5,462	4,454

当期事業収支差金

会社名	平成18年度末	平成19年度末	増減
総合ビジヨン他	180,503	—	△ 180,503
合計	839	1,183	343

(1) 短期債務(未払金)

(2) 長期債務(その他の固定負債)

(単位 千円)

会社名	平成18年度末	平成19年度末	増減
(株) 放送衛星システム	213,000	—	△ 213,000

(2) 長期債務(その他の固定負債)

(単位 千円)

会社名	平成18年度末	平成19年度末	増減
関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金 該当なし	2.7		

3 主たる設備の状況
3.1 主たる保有設備の状況

平成19年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地		建物		機械及び装置	放送衛星	その他の資産	帳簿価額合計
	面積	金額	面積	金額				
放送会館	372,896 m ² (82,650)	23,086,985 千円 (5,079,536)	635,073 m ² (220,803)	118,160,949 千円 (30,821,689)	110,014,030 千円 (37,383,159)	—	9,106,387 千円 (2,292,727)	260,368,353 千円 (75,577,111)
テレビジョン放送所	513,723	844,754	50,983	10,366,176	—	—	26,817,927 2,813,466	73,167,375 25,115,327
ラジオ放送所	2,084,156	8,732,295	31,003	6,662,776	—	—	—	8,886,122 8,886,122
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	—	268,125 3,379,896
放送衛星	—	—	—	—	—	—	—	60,819,627
その他施設	2,140,776	3,556,446	206,046	46,420,391	7,462,894	268,125	3,379,896	428,624,931
合計	5,111,550	36,220,481	923,105	181,610,293	159,522,232	268,125	51,003,799	428,624,931

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。

2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

3 放送会館、放送所、放送衛星及び他の施設のうち他の団体等との共有資産は協会持分を示す。

3.2 リース取引の状況

平成19年度末におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の状況は次のとおりである。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位 千円)

区分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	16,966,693	10,286,445	6,680,248
その他有形固定資産	231,500	128,540	102,959
合計	17,198,193	10,414,985	6,783,207

注 未経過リース期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(六) 報

(2) 未経過リース料期末残高相当額	
1) 1年以内	2,183,862千円
2) 1年超	4,599,345千円
合 計(1+2)	6,783,207千円
なホ、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。	
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	
支 払 リ ー ス 料	2,774,647千円
減価償却費相当額	2,774,647千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。	
4 収入支出の決算	
4.1 収入支出の決算	
平成19年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。	
4.2 予算総則の適用	
(一) 一般勘定	
(1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用	2,500,000千円
ア. 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額	2,500,000千円
[調査研究費 500,000千円、減価償却費 500,000千円、財務費 1,000,000千円、特別支出 500,000千円]	
イ. 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額	
[国内放送費 △2,500,000千円]	
(2) 予算総則第5条第1項に基づく平成20年度への建設費予算の繰越し	3,403,000千円
ア. 地上デジタル放送設備の整備費	2,837,380千円
イ. 放送所施設の老朽更新	297,000千円
ウ. 新放送会館の整備費等	268,620千円
(3) 予算総則第5条第2項に基づく平成18年度からの建設費予算の繰越し	1,660,000千円
ア. 新放送会館の整備費	388,900千円
イ. 地上デジタル放送設備の整備費	241,500千円
ウ. 放送所施設の老朽更新等	1,029,600千円
(4) 予算総則第6条に基づく予備費の使用	2,326,587千円
ア. 台風など災害関連の取材及び被災施設の復旧経費(国内放送費)	308,016千円
イ. 業績向上に伴う委託契約収納員手数料の増等(契約収納費)	2,018,571千円

(5) 予算総則第14条に基づく国の研究開発プロジェクトの受託研究実施による技術協力収入の受入れ及び研究実施経費への振当て 375,098千円

ア. 受入れの項及び金額
イ. 振当ての項及び金額
〔調査研究費 307,776千円、給与 44,761千円、退職手当・厚生費 17,555千円、財務費 5,006千円〕

予算総則第7条に基づく増収額の振当て
ア. 受入れの項及び金額(受託業務等収入)
イ. 振当ての項及び金額

[受託業務等費 60,900千円、財務費 3,200千円]

別表

取 入 支 出 決 算 表

(一 般 案 定)
(事 業 取 支)

平成10年度

款 項	当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)			合 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		第4条第1項 流用	第6条予備費	第14条受 託 研 究 費			
事 業 取 入							
受 交 付 信 料	634,897,328 千円	—	—	375,098 千円	375,098 千円	635,272,426 千円	655,791,695 千円
次 収 入	613,041,629 —	—	—	—	—	631,227,012 △ 18,185,383	△ 20,519,269
務 収 入	2,585,662 —	—	—	—	—	2,585,662 2,608,119	△ 22,457
別 収 入	10,082,000 4,219,037	—	—	375,098 375,098	10,457,098 9,202,803	1,254,294 4,219,037	6,009,144 △ 1,790,107
事 業 支 出	500,000 4,469,000	—	—	—	500,000 4,469,000	2,551,745 4,192,868	△ 2,051,745 276,131
国 内 放 送 費	630,783,328 268,488,654	—	—	375,098 375,098	631,158,426 618,217,749	12,940,676 6,437,246	
	308,016 △ 2,500,000	—	—	—	266,296,670 259,859,423		

(外) 報

国際放送費用	8,585,930	—	—	—	—	8,585,930	7,887,053	698,876
契約受信料費	59,221,856	—	—	—	—	61,240,427	61,229,426	11,000
対策費	1,702,146	—	—	—	—	1,702,146	1,454,514	247,631
報費	3,297,928	—	—	—	—	3,297,928	3,194,300	103,627
調査研究費	7,196,531	500,000	—	—	—	807,776	8,04,307	7,849,080
給与費	131,177,486	—	—	—	—	44,761	44,761	131,222,247
退職手当・厚生費	51,462,107	—	—	—	—	17,555	17,555	51,479,662
共通管理費	12,270,160	—	—	—	—	—	—	12,270,160
減価償却費	67,492,000	500,000	—	—	—	500,000	500,000	67,990,695
財務別支費用	14,524,530	1,000,000	—	—	—	5,006	1,005,006	15,529,536
事業収支差金	2,364,000	500,000	—	—	—	—	500,000	2,864,000
	3,000,000	—	—	—	—	—	—	2,813,443
	4,114,000	—	—	—	—	—	—	50,556
		△ 2,326,587	—	—	—	673,413	—	673,413
		—	—	—	—	4,114,000	37,573,946	△ 33,459,946

資本支出への充当	4,114,000	—	—	—	—	4,114,000	829,357	3,284,642
債務償還充当	4,114,000	—	—	—	—	4,114,000	829,357	3,284,642
翌年度以降の財政安定のための繰越金	—	—	—	—	—	—	36,744,588	△ 36,744,588

注 収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。
(資本收支)

款項	予算総則に基づく増減額(2)			合計(1)+(2)(3)	決算額(4)	繰越額(5)	予算残額(3)-(4)-(5)
	当初額(1)	第5条第2項越	増減額計				
資本収入	千円 74,814,000	千円 1,660,000	千円 1,660,000	千円 76,474,000	千円 70,032,554	千円 3,403,000	千円 3,038,445

(六) 収支

事業収支差金受入れ	4,114,000	—	—	4,114,000	829,357	—	3,284,642
減価償却資金受入れ	67,492,000	—	—	67,492,000	67,990,695	—	498,695
資産受入れ	2,492,000	1,660,000	1,660,000	4,152,000	1,212,500	3,403,000	△ 463,500
長期借入金	716,000	—	—	716,000	—	—	716,000
資本支出	74,814,000	1,660,000	1,660,000	76,474,000	70,032,554	3,403,000	3,038,445
建設費	70,700,000	1,660,000	1,660,000	72,360,000	65,918,554	3,403,000	3,038,445
放送債券償還積立資産繰入れ	2,600,000	—	—	2,600,000	2,600,000	—	—
長期借入金返還金	1,514,000	—	—	1,514,000	1,514,000	—	—
資本収支差金	—	—	—	—	—	—	—

1) 前期繰越金 55,711,075千円

2) 平成19年度発生額 36,744,588千円(事業収支差金37,573,946千円から事業収支差金受入れ829,357千円を差し引いた額)

後期繰越金(1+2) 92,455,664千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は92,447,652千円)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款項	当初額 (1)	予算			額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)-(4)
		第7条増収振当	増減額	計			
事業収入	942,000	千円 64,100	千円 64,100	千円 1,006,100	千円 1,020,002	千円 △ 13,902	千円 13,902
事業支出	942,000	64,100	64,100	1,006,100	1,020,002	△ 13,902	6,199
受託業務等収入	804,000	64,100	64,100	868,100	861,900	816,112	5,787
受託業務等費用	761,000	60,900	60,900	821,900	46,200	45,787	412
事業收支差金	138,000	—	—	138,000	158,102	△	20,102

注 事業収支差金158,102千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

官報(号外)

投票者氏名

日程第一 児童扶養手当法の一部を改正する法律

案(島田智哉子君外八名発議)

日程第二 生活保護法の一部を改正する法律案

(中村哲治君外八名発議)

賛成者氏名

足立	信也君	青木	愛君	植松	思美子君	大塚	直史君	犬塚	直史君	尾立	源幸君	大石	正光君	小川	勝也君	植松	思美子君	大塚	直史君	大久保	勉君	岡崎トミ子君	加藤	敏幸君	金子	恵美君	亀井	亀井典紀子君	川合	孝典君	川崎	穂君	喜納	昌吉君	工藤	堅太郎君	佐藤	公治君	櫻井	充君	島田	智哉子君	主濱	了君
足立	信也君	青木	愛君	植松	思美子君	大塚	直史君	犬塚	直史君	尾立	源幸君	大石	正光君	小川	勝也君	植松	思美子君	大塚	直史君	大久保	勉君	岡崎トミ子君	加藤	敏幸君	金子	恵美君	亀井	亀井典紀子君	川合	孝典君	川崎	穂君	喜納	昌吉君	工藤	堅太郎君	佐藤	公治君	櫻井	充君	島田	智哉子君	主濱	了君
足立	信也君	青木	愛君	植松	思美子君	大塚	直史君	犬塚	直史君	尾立	源幸君	大石	正光君	小川	勝也君	植松	思美子君	大塚	直史君	大久保	勉君	岡崎トミ子君	加藤	敏幸君	金子	恵美君	亀井	亀井典紀子君	川合	孝典君	川崎	穂君	喜納	昌吉君	工藤	堅太郎君	佐藤	公治君	櫻井	充君	島田	智哉子君	主濱	了君
足立	信也君	青木	愛君	植松	思美子君	大塚	直史君	犬塚	直史君	尾立	源幸君	大石	正光君	小川	勝也君	植松	思美子君	大塚	直史君	大久保	勉君	岡崎トミ子君	加藤	敏幸君	金子	恵美君	亀井	亀井典紀子君	川合	孝典君	川崎	穂君	喜納	昌吉君	工藤	堅太郎君	佐藤	公治君	櫻井	充君	島田	智哉子君	主濱	了君
足立	信也君	青木	愛君	植松	思美子君	大塚	直史君	犬塚	直史君	尾立	源幸君	大石	正光君	小川	勝也君	植松	思美子君	大塚	直史君	大久保	勉君	岡崎トミ子君	加藤	敏幸君	金子	恵美君	亀井	亀井典紀子君	川合	孝典君	川崎	穂君	喜納	昌吉君	工藤	堅太郎君	佐藤	公治君	櫻井	充君	島田	智哉子君	主濱	了君

一三〇名

鈴木 寛君

鈴木 陽悦君

田名部匡省君

横峯 良郎君

米長 晴信君

高嶋 千秋君

辻 泰弘君

谷岡 郁子君

谷 高嶋

武内 良充君

紙 智子君

大門実紀史君

山下 芳生君

又市 征治君

福島みづほ君

川田 龍平君

田中 直紀君

柳井 敦子君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

柳葉賀津也君

柳井 駿介君

柳澤 光美君

山根 隆治君

柳澤 光美君

森田 高君

佐藤 高君

柳澤 光美君

佐藤 高君

柳澤 光美君

佐藤 充君

柳葉賀津也君

主濱 了君

吉川 沙織君

蓮 舶君

喜納 昌吉君

工藤堅太郎君

都司 彰君

小林 正夫君

行田 邦子君

今野 東君

佐藤 泰介君

芝 博一君

下田 敦子君

柳葉賀津也君

鈴木 陽悦君

田名部匡省君

高橋 千秋君

辻 泰弘君

谷岡 郁子君

武内 則男君

紙 智子君

大門実紀史君

山下 芳生君

又市 征治君

福島みづほ君

川田 龍平君

田中 直紀君

柳井 敦子君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

柳葉賀津也君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

川崎 稔君

嘉納 昌吉君

北澤 俊美君

都司 彰君

小林 正夫君

行田 邦子君

今野 東君

佐藤 泰介君

芝 博一君

下田 敦子君

柳葉賀津也君

鈴木 陽悦君

田名部匡省君

高橋 千秋君

辻 泰弘君

谷岡 郁子君

武内 則男君

紙 智子君

大門実紀史君

山下 芳生君

又市 征治君

福島みづほ君

川田 龍平君

田中 直紀君

柳井 敦子君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

柳葉賀津也君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

柳葉賀津也君

木俣 佳丈君

北澤 俊美君

都司 彰君

小林 正夫君

行田 邦子君

今野 東君

佐藤 泰介君

芝 博一君

下田 敦子君

柳葉賀津也君

鈴木 陽悦君

田名部匡省君

高橋 千秋君

辻 泰弘君

谷岡 郁子君

武内 則男君

紙 智子君

大門実紀史君

山下 芳生君

又市 征治君

福島みづほ君

川田 龍平君

田中 直紀君

柳井 敦子君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

柳葉賀津也君

主濱 了君

鈴木 充君

島田智哉子君

柳葉賀津也君

主濱 了君

五

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成二十一年六月二十六日

參議院會議錄第三十三號

投票者氏名

官 報 (号 外)

官報(号外)

平成二十一年六月二十六日

参議院会議録第三十三号 投票者氏名

石井 準一君	泉 信也君	岡田 広君	市川 一朗君	衛藤 晟一君	市川 一朗君	泉 信也君
加治屋義人君	北川イッセイ君	岸 宏一君	佐藤 忍君	河合 常則君	佐藤 昭男君	岸 宏一君
神取 祐一君	北川イッセイ君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	中山 恭子君	小泉 昭男君
田村耕太郎君	西島 英利君	塚田 一郎君	西田 昌司君	中川 義雄君	林 古川	西島 英利君
長谷川大紋君	野村 哲郎君	佐藤 哲郎君	橋本 藤井	中川 雅治君	松田 松村	西島 英利君
丸川 龍二君	岩夫君	芳正君	南野知恵子君	西田 駿司君	古川	丸川 龍二君
溝手				西田 駿司君		
矢野				西田 駿司君		
山崎	正昭君	顕正君				
山谷えり子君	哲朗君	珠代君				
山本 順三君						

石井みどり君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
磯崎 陽輔君	若林 正俊君					
岩城 光英君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君
萩原 健司君	加藤修一君	加藤修一君	加藤修一君	加藤修一君	加藤修一君	加藤修一君
尾辻 秀久君	草川 昭三君					
木村 仁君	澤 雄二君					
岸 信夫君	谷合 正明君					
小池 正勝君	浜田 昌良君					
木村 仁君	弘友 和夫君					
岸 信夫君	山口那津男君	山口那津男君	山口那津男君	山口那津男君	山口那津男君	山口那津男君
佐藤 昭郎君	浜田 昌良君					
島尻安伊子君	白浜 一良君					
佐藤 昭郎君	西田 實仁君					
正勝君	風間 舂君	風間 舫君				
正勝君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君
正勝君	荒木 清寛君					

吉村剛太郎君						
荒木 清寛君						
浮島とも子君						
西田 實仁君						
木庭健太郎君						
白浜 一良君						
松 あきら君						
浜四津敏子君						
山下 栄一君						
山本 博司君						
鰐淵 洋子君						
市田 忠義君						
小池 晃君						
鷹淵 洋子君						
山内 仁比						
近藤 聰平君						
市田 忠義君						
鷹淵 洋子君						
山内 大江						
渡辺 浩君						
山東 渡辺						
川田 新平君						
龍平君						
直紀君						
昭子君						
秀央君						
康弘君						
貞雄君						
徳信君						
○名						
反対者氏名						

官 報 (号 外)

平成二十一年六月二十六日 參議院會議錄第三十三号

明治二
三十五年
三月三十
日可認物便郵種三十二

発行所
二東京一 番四都五 立四港十 行政區八 法人虎四 國立門四 印刷局丁 目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 1110円)